退職手當を巡れこと

藤永田造船所の職工四十一名が永田三十郎氏相手の訴訟

過般の大阪藤永田造船所の勞働爭議の際退職した同工場の職工小川宇三郎外四十一名が千葉辯護士を代理として同工場主永田三十郎氏を相手取り大阪區裁判所に提起した任意退職手當請求訴訟は廿七日町野判事の係で裁判があつた、原告側の主張に依ると勞働爭議の當時六月廿一日夜關東會社で藤永田の顧問前野芳造氏は同會社を代表し調停者日野國男氏及勞働者側委員と協議の上今後同工場にては退職今工に對し任意退職手當として就業六箇月未滿の者には日給卅日分、一年未滿の者には四十五日分、一年以上の者には各一箇月を增す毎に一日分を加へて支給する旨の契約をなし其後二三職工に對しては之を履行したに拘らず其後原告等の退職に對しては之が履行を拒んだから裁判の上

任意退職手當請求訴訟

にんいたいしょくてあてせいきゅうそしょう

請求すると云ふのであるが被告藤永田側では成程原告が云ふ六月廿一日夜の會合の席上左樣なる案件は一應案として協議に上つたが決して契約はしなかつたと抗辯し尚本訴は原告の申請に依り當時職工側の委員として其會合に列つた大島一馬を證人として取調べたが同人は原告の主張の事實を認め來月五日更めて續行辯論開廷の上今度は反對側の前野芳造氏を取調べる事として閉廷した

廿七日町野判事係り公判開廷職工側申請の證人大島一馬は同盟罷業より共益社における有手當支給契約締結の事實を詳細陳述して職工側に有利の證言を爲し會社側代理人は同會社顧問前野芳造氏の證人喚問を申請採用され正午閉廷せるが次回は來月五日（大阪）

藤永田職工の契約金請求公判

大阪地方裁判所豫審係り判事は二十九日夕刊所報決定せる友愛會大阪主務西尾末廣外七名の豫審終結決定左の如し

罷工檄文撒布の豫審終結

七名を友愛會員八名の有罪決定書全文

主文

本件を當地方裁判所の公判に附す

理由

大正十年五月中旬頃永山三十郎の經營に係る大阪市西區新屋敷町藤永田造船所は勞働爭議の爲め職工の就業を斷行せしその頃作成はるや、同所職工は爭議の不安を感じ各々警戒後策を講じ居りしが同造船所取締分工場職工中大阪造船勞働組合に屬するもの主動者となりこれが對應策として同年五月二十八日同造船所に對し職工の解雇賃金、勞働時間及び作業設備等に關しては專ら職工側の同意を要件とする團體交涉樣を承認し直に解雇手當支給標準を設定せられたき旨を主要要項とする交涉書を提出し、實行委員を選んで所主側と接觸せしめしが容れられざりしより、更に同年六月二日之れを要求書の上提出し極力目的の貫徹に努めしも、同月四日右要求を斥んご拒否する回答に接したるより、職工側の態度は日々惡化して爭議對應に陷り遂に實行委員殆んご全部の檢束を見るに至りたり、被告末廣は同盟會幹事、被告久吉は大阪市北區西野田驛構內、同市西區西九條驛構內及び同區櫻島町大阪鐵工所附近に於て合計約五百枚を被告岡益は同市西區櫻島岡南の町住友電線製造所に於て約二千枚を、被告由之助は同區島町住友伸銅所に於て約三百枚を、被告次郎は右同町住友製鋼所に於て約三百枚を各配布し、同被告等も亦何れも友愛會員にして就中島鎭吉は大阪鐵合會會長なるより右各被告等末廣、忠藏及び文六の前揭計畫に同意し昨六月八日被告鎭吉は西成郡傳法町東洋紡績西成工場に於て約二十枚を、被告久吉は大阪市北區西野田驛構內、同市西區西九條驛構內及び同區櫻島町大阪鐵工所附近に於て合計約五百枚を被告岡益は同市西區櫻島岡南の町住友電線製造所に於て約二千枚を、被告由之助は同區島町住友伸銅所に於て約三百枚を、被告次郎は右同町住友製鋼所に於て約三百枚を各配布し、同被告等も亦何れも友愛會員にして就中島鎭吉は大阪鐵合會會長なるより右各被告等末廣、忠藏及び文六の前揭計畫に同意し昨六月八日

事案

なるを以て此際友愛會は關西會員の總動員をなし飽くまで有造船所職工團長を援助すべく其方法の一として大阪市內諸工場の職工を煽動し同盟罷工を企圖しむる爲檄文を配布すべき事を共謀し、被告末廣は該檄文の草稿を作成し、被告末廣及び文六は之を謄寫し、即日同市南區南高津町大阪印刷工組合印刷部に託し（檄文第一乃至第二百枚）を印刷せしめ同夜前記本部にて之れが配布を託して被告鎭吉、瀨野久吉、當谷周益、早川由之助及栗次郎に交付せし處同被告等も亦何れも友愛會員にして就中島鎭吉は大阪鐵合會會長なるより右各被告等末廣、忠藏及び文六の前揭計畫に同意し昨六月八日

藤永田事件責付

藤永田造船所の勞働爭議に關し檄文撒布事件として豫審終結し職工團長末廣忠藏、自由勞働者小野久吉、安島高行の四名の首謀者を除く他の者に二十日責附出獄を許される事になつた

藤永田義牲者

大阪西區新屋敷町藤永田造船所における爭議に際し職工中の負傷者は十數名に上り內二名は死亡したが其內一名は去る十八日午前十時西區三軒家上の町朝日倶樂部に集會、罹災以來の收支決算をなし遺族者三十三名の家族救濟の目的を以て職工前一人に就き四日分の日給を徵收するの約に基き未納者を勸誘して取立てることゝなつた